

平成26年(2014年)9月18日

甲賀市長 中 嶋 武 嗣 様

甲賀市人権尊重のまちづくり審議会
会 長 西 村 泰 雄

人権教育啓発のあり方について
《答 申》

平成25年(2013年)11月22日付け、甲人推第265号で諮問のあった人権教育啓発のあり方について、審議の結果を下記のとおり答申いたします。

記

市民啓発の一つとして実施されてきた地区別懇談会(地区懇)は約30数年前に同和問題の解決を目的に始まった。以後、人権が尊重されるまちづくりを地域コミュニティ単位で考える機会として現在まで続けられ、年間約6千人の参加を得ている状況からも、市民の人権意識の高揚に一定寄与してきているものと評価できる。

しかし、継続実施の弊害として、マンネリ化、形骸化、参加者の固定化などが指摘されているのも事実であり、これらを克服するため様々な角度からの見直しが必要である。

まず、地区懇が明るい雰囲気楽しく、本音で語り合える場になるよう、名称変更も含めた検討が必要である。

開催形態については区・自治会単位以外にも、自治振興会単位での開催も視野に入れ、地域の実情に対応したものにすべきである。

内容についても、身近な話題や地域課題から様々な人権課題を考えるようなものにするべきである。

また運営についても、地域によっては行政主導の地域が多く見られるため、市民が主体的に学ぶ場となるよう、運営体制の転換をはかるべきである。

一方、一般市民啓発として実施されている「人権教育連続セミナー」等の講演会についても、学術的な講演は極力避け、テーマや演題をわかり易く、市民の興味を引くようなもの、またタイムリーな話題(インターネットによる人権侵害等)を提供できるような仕組みや運営方式について検討されたい。